

さいたま市告示第1812号

(令和7年さいたま市告示第1443号)で告示した事項について、次のとおり訂正する。

令和7年12月5日

さいたま市長 清水勇人

新	旧
4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 令和7年9月3日	4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 令和7年4月30日
5 委託する期間 令和7年12月1日から令和8年3月25日まで	5 委託する期間 令和7年5月9日から令和8年3月25日まで